

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2301号

毎週月曜日発行

〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955

発行所 **全国町村会** 発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697



知床のエゾシカ

もくじ

政	策	徹底した行革と財政体質健全化を要請「平成十二年度自治省財政課長内かん」	(2)
随	想	本町の町づくりについて	(14)
情	報	政策リーダー	(15)

●写真募集●
本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先: 全国町村会・広報部

閑話休題

物の値段についての資料を見ていたら、数字のなかから、全国町村会の創立のことが急に浮かんできた。

小学校教員の初任給が、十二円、二十円というのが大正七年である。それが二年後の大正九年には、いきなり四十円、五十五円と、三倍にもなっていた。

第一次世界大戦後の経済の変動によるものだろうが、これには全国の町村長もさぞ驚いたことだろう。明治五年、国は義務教育の制度を設けたが、その費用は市町村で負担せよと義務づけられていたからである。

「一月十一日」

このようにして、義務教育の費用は、町村の財政を圧迫しつづけてきた。重要な義務教育は元来の仕事である。その経費を国でまかなってほしいという声、以前からあったところへ大幅増額である。大正九年には三重県町村長会の主催によって、「小学校教員俸給国庫支弁」についての協議会が東京で開催され、さらに進んで翌年の大正十年一月十二日には、全国町村長会の創立、一万二千町村が組織された。「二月十二日」は、その記念日である。

総理大臣の月給は千円である。一年間で一万二千元。当時の町村の財政規模は四、五千元がほとんどで、一万円ともなれば、大町村だといわれたものである。総理大臣の一年分

(エッセイスト 山本兼太郎)

徹底した行革と財政体質健全化を要請

平成十一年度予算編成で財政課長内かん

自治省は一月十九日、平成十二年度の地方財政の見通しや地方団体における財政運営上の留意事項を盛り込んだ「財政課長内かん」を各都道府県に通知した。

内かんは地方財政の見通しについて、引き続き大幅な財源不足の状況にあり、十二年度末の地方財政の借入金残高が一八七兆円に達する見込みなど、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されるとしており、地方団体においては、分権時代にふさわしい行政システム確立のため、徹底した行政改革を推進し、歳出の重点化を図り、財政体質の健全化に務めることが急務であるとした。このため明年度予算編成にあたっては、財政の健全性の確保に留意しつつ、地域経済の状況に応じた景気回復への取り組みを行うとともに、介護保険制度の実施をはじめとする地域福祉施策や生活関連社会資本の整備など地域の課題に積極的に取り組み、住民福祉の向上に努めるべきであると強調している。

財政課長内かんの内容(国の予算、地方公営企業などは省略)は次のとおり。

予算編成の基本的考え方

我が国経済は、平成十年秋頃には、金融システムに対する信頼の低下や雇用不安などを背景として、厳しい経済状況の中にあつた。こうした状況から脱却するため、財政、税制、金融、法制のあらゆる分野の施策を総動員して、金融危機、経済不況の

克服に取り組みるとともに、様々な構造改革に努めてきた結果、我が国経済は民需の回復力が未だ弱く厳しい状況をなお脱していないものの緩やかな改善を続けている。今後、経済新生対策をはじめ必要な諸施策を推進することにより、平成十二年度後半には、民需中心の本格的回復軌道に乗ると見通される。

そうした中で、明年度の地方財政は、平成十一年度に引き続き大幅な財源不足の状況にあり、地方財政の借入金残高は平成十二年度末には一八七兆円に達する見込みとなつていくが、今後、その償還による公債費の一層の増加が見込まれるところであり、これにより将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されている。

その一方で、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成十一年法律第八七号。以下「地方分権一括法」という。)が成立し、地方分権の推進が実行の段階を迎える中で、地域福祉の推進等の重要政策課題の推進に伴つて財政需要がますます増大するものと見込まれている。

「財政構造改革の推進に関する特別措置法」(平成九年法律第一〇九号)の施行は停止されたものの、現下の極めて厳しい地方財政の状況、中長期的な財政構造改革の必要性を踏まえると、引き続き、地方団体においては、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の重点化を図り、財政体質の健全化に努めることが急務である。

平成十二年度の予算編成に当たっては、このような現状を踏まえ、財政の健全性の確保に留意しつつ、それぞれの地域経済の状況にかんがみ、景気回復への取組みを行うとともに、介護保険制度の実施をはじめとする総合的な地域福祉施策や生活関連社会資本の整備等の地域の課題に積極的に取り組み、住民福祉の向上に努めるべきである。

1 平成十二年度の国内総生産の成長率は、名目〇・八%程度、実質一・〇%程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によつて異なるものと考えられるので、経済動向を十分踏まえて適切な財政運営を行うよう配慮された。

2 地方分権や住民ニーズの高度化・多様化等に適切に対処するため、地方団体が徹底した行政改革に取り組みることが強く期待されている。

各地方団体においては、「地方自治・新時代に対応して地方公共団体の行政改革推進のための指針」(平成九年十一月十四日付け自治事務次官通知)に沿つて、計画的な取り組みを推進するとともに、独自の工夫を加えつつ、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託の推進など行政運営全般にわたる改革を積極的に進められたい。

また、その際、数値目標を設定するなど、できる限り行政改革の目標を具体的なものとするとともに、行政改革の目標や進捗状況等を積極的に住民に広報するなどにより、住民

政 策

の一層の理解と協力の下で行政改革を推進するよう努められたい。

3 定員及び給与については、定員管理及び給与水準の適正化等を図り、給与関係経費の増加を抑制されたい。

特に、不適正な給与水準、給与制度・運用及び諸手当については国民の厳しい批判が寄せられている。特殊勤務手当について、各々の手当ごとに支給対象・支給基準等を精査し、制度の趣旨に合致しないものについては廃止を含め、抜本的に見直しを図るなど、適正を欠く給与・諸手当については速やかに是正を行われたい。

また、国における高齢層職員については、昨年昇給停止年齢を原則五五歳に引き下げる等の措置が講じられたところであるので、地方団体に於いても当該制度の趣旨等を踏まえ、同様の措置を講じられたい。

定員管理については、各地方団体においては、数値目標を掲げた定員適正化計画の着実な実行、状況の変化に応じたその積極的な見直し、定員適正化の数値目標の公表を行うなど、定員管理の適正化を一層推進し、極力定員の縮減を行うとともに、増員を抑制されたい。

また、職員の資質により一層の向上を図るため、職員の人材育成に対する地方財政措置について、市町村が民間や都道府県も含めて共同で実施する管理職者に対する高度・専門的な研修に対する支援を行うこととしているので、自己啓発に対する支援、職場研修の推進等と併せ、その

適切な活用を図るとともに、人材育成に関する基本方針の策定及びその着実な推進に取り組まれたい。

4 適正な予算の執行を確保する観点等から、監査委員制度の適正な運用、監査の徹底に努めるとともに、外部監査制度の積極的な活用を図られたい。

なお、外部監査制度の活用に必要な経費については、引き続き、所要の地方財政措置を講じることとしている。

5 今後の少子・高齢化や地方分権の進展等に対応し、市町村の行財政基盤を強化するとともに、行政の効率化を図るため、自主的な市町村の合併の推進が強く求められており、市町村合併の推進のための啓発事業を行うこととしているほか、市町村合併の推進のための補助金の創設など支援措置を拡充することとしているので、地域の実情に応じた積極的な取組みを推進されたい。

また、市町村の合併の推進に当たっては、広域的な団体である都道府県の役割は大きく、合併を検討する際の参考や目安となる合併のパートナーなどを内容とする「市町村の合併の推進についての要綱」の作成・周知等に積極的に取り組まれたい。

さらに、広域行政の推進に当たり、広域連合等の活用を図る場合には、既存の一部事務組合の統合に努めるとともに、地域の一体感の醸成や行政改革の推進にも資するため、公共施設の広域的な利用及び広域的な人事交流の推進を図られたい。

6 投資的経費に係る地方単独事業については、地方分権の推進に伴う地方団体の役割の増大、地域の活性化や住民に身近な社会資本の整備の必要性、国の公共事業関係費の総額、経済対策の実施の必要性等を勘案して、一兆八千五百億程度を確保している。

この額は、前年度の額に比して減となっているが、これは近年、地方財政計画額と地方団体の決算との間にかい離が生じているため、計画策定上所要の規模是正を行うこととしたもので、実質的な地方単独事業費の減額を意味するものではないことに留意されたい。

地方団体の予算編成に際しては、地域の実情に即して、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要なる事業量の確保に積極的に取り組まれたい。

特に、経済新生が政府の当面の重要課題であることにかんがみ、それぞれが地域経済に即した事業を機動的に実施するため、「臨時経済対策事業」(八、〇〇〇億円)を引き続き確保するとともに、情報化、少子・高齢化、環境対応、技術開発・振興など来るべき二十一世紀に向け、地域の新たな発展基盤を緊急に整備する必要があるので、地方団体がこれらの財政需要に的確に対応できるよう、「発展基盤緊急整備事業」(三、二〇〇億円)・ハード分、三、〇〇〇億円)を創設し、地方債及び地方交付税による措置を講じることとしているので、積極的な活用を図られたい。

たい。

なお、発展基盤緊急整備事業(三、二〇〇億円)・ハード分)については平成十二年度及び平成十三年度に事業着手するものを対象としている。

7 二十一世紀に向けた新たな発展基盤を整備するため、地域における科学技術振興の推進、新千年記念行事への地方団体の参加、文化財等の電子的保存及びその発信、地方団体における電子手続化の推進、統合型地理情報システム(GIS)の導入に係る空間データ整備の推進等の事業、発展基盤緊急整備事業(三、二〇〇億円)・ソフト分)に対して、地方交付税措置を講じることとしているので、適切な活用を図られたい。

8 地域の自立を促すとともに、地域の活力によって我が国経済の新生に資する観点から、「地域活力創出プラン関連事業」として、次のような地方財政措置を講じることとしている。

(1) ソフト事業として、ベンチャー企業の支援等の「地域経済新生事業」及び地方への定住促進、地域における人材活用等の「人づくり事業」への総合的な取組みに必要な経費に対して、地方交付税措置を講じることとしていること。

(2) ハード事業として、地域経済新生人づくり、広域連携を推進するための「地域活力創出事業」、すべての人が自由に活動できるためのユニバーサルデザインによるまちづくりや地域の保健福祉関連施設の整備等を推進するための「共生のまち推進

事業」及び「地域情報通信基盤整備事業」に対して、地方債及び地方交付税による措置を講じることとしていること。

(3) 地方単独事業と国庫補助事業との連携により農山漁村地域の総合的振興を図る「農山漁村地域活力創出事業」に係る地方単独事業(ソフト・ハード)については、前記(1)及び(2)の財政措置の中で対応することとしている。

(4) 地域活力創出プラン関連事業に呼応し、新たに、地方団体が募集する新産業創出のアドバイザーなどの人材等の情報提供を行う「地域人材確保システム」を構築するとともに、ベンチャー企業等に対する支援のための仕組みを制度化することとしていること。

9 「ふるさとづくり事業」については、地方団体における自主的・主体的な地域づくりを支援するため、引き続き、ハード事業に対する地方債及び地方交付税による措置を講じることとしている。

なお、広域的な連携のもと、市町村が効果的かつ戦略的に地域の活性化を図っていくことができるよう、「新ふるさと創生モデル事業」として、広域拠点施設の整備事業等に対し、引き続き地方財政措置を講じることとしている。

10 平成十二年四月から実施される介護保健については、これに関する収入及び支出について特別会計を設けて経理を明確にすることとされている。

これに伴い、保険給付に係る国庫負担金及び調整交付金は、この特別会計で直接収納することとされるが、保険給付に係る地方団体の負担金については地方財政計画に計上することとしている。

また、地方団体が実情に応じた総合的な取組みを行うことができるよう、次のような地方財政措置を講じることとしているので、適切な活用を図らねばならない。

(1) 「介護保険制度支援対策」(五〇〇億円程度)として、新たに、広報啓発、ホームヘルパーやケアマネージャーの確保等に要する経費について、所要の地方財政措置を講じることとしていること。

(2) 地方団体や社会福祉法人が地域の実情に応じて緊急に行う介護サービス関連施設の整備に係る地方単独事業に対して、引き続き、地方債及び地方交付税による措置を講じるとともに、特別養護老人ホーム等の整備に係る国庫補助負担事業の都道府県負担分に対し、引き続き、必要に応じて地方債措置を講じることとしていること。

(3) 地方団体が、特別養護老人ホーム等を設置運営する社会福祉法人に貸し付ける目的で用地を取得する場合の地方債措置については平成十一年度までの措置とされていたが、平成十三年度まで延長することとしていること。

(4) 介護保険制度に係る事務処理体制を整備するため、地方財政計画上の所要の職員の増員を行うとともに、

介護保険制度の施行事務に要する経費について、所要の地方財政措置を講じることとしていること。

11 「障害者プラン」や、平成十二年度からのプランとして新たに策定された「ゴールドプラン21」、「新エンゼルプラン」等の着実な推進を図る観点から、地方財政計画において国庫補助負担事業に伴う所要額を計上するとともに、社会福祉系統に係る国庫補助負担金の一般財源化等も踏まえ、社会福祉系統経費(単独)を前年度に比し約二・八%、約一、一〇〇億円増の四兆一、九〇〇億円程度計上するほか、保健福祉関連施設の整備に対しては、「共生のまち推進事業」において、引き続き地方財政措置を講じることとしている。

なお、公立の障害者施設の居室改善を伴う改築等の整備に係る地方財政措置については、平成十二年度まで講じることとしている。

12 児童手当については、平成十二年度六月から、支給対象年齢を三歳未満から六歳到達後最初の年度末まで延長する見直しが行われる予定である。なお、所得税の年少扶養控除の見直し(四八万円 三八万円)が行われる予定である。

この支給対象年齢の延長分に係る費用負担については、原則、国一/三、都道府県一/六、市町村一/六とされているが、公務員に係る支給対象年齢の延長分については、それぞれが所属する国又は地方団体の全額を負担するものである。

なお、三歳未満分の費用負担につ

いては、従前どおりである。

13 農山漁村地域が国土保全に果たしている多面的な役割の重要性にかんがみ、国土保全の見地からの農地、森林等の管理対策、後継者対策、第三セクターの活用等を内容とする「国土保全対策ソフト事業」について、引き続き地方交付税措置を講じるとともに、森林・農地が果たしている国土保全機能を守るための各種ハード事業等を推進するための「国土保全特別対策事業」について、引き続き地方債及び地方交付税による措置を講じることとしている。

14 農山漁村地域の活性化を推進するための「農山漁村ふるさと事業」、「農山漁村対策」及び「森林・山村対策」について、引き続き所要の地方財政措置を講じることとしているが、新たに、次の措置を講じることとしているので、適切な活用を図らねばならない。

(1) 平成十二年度の国の予算案において、中山間地域等への直接支払に對する定額交付金三三〇億円が計上されているところであるが、地域の实情に応じて行う中山間地域等への直接支払い等の地方単独事業に要する経費に對する三三〇億円程度の地方交付税措置を講じることとしていること。

(2) 林業生産活動の活性化を通じて、山村地域の振興、森林の持つ公益的機能の維持・増進を図るため、「地域材利用促進対策」として都道府県が行う普及啓発や生産流通対策等のソフト事業、地域材を利用した住宅

政 策

建設に対する利子助成等に対して地方交付税措置を講じるとともに、地域材を利用した住宅建設に対する低利融資の融資枠を確保することとしていること。

15 中心市街地の再活性化を推進するため、引き続き、「中心市街地再活性化特別対策事業」において、地方団体が計画的、総合的に実施する中心市街地再活性化のための事業に対して、地方債及び地方交付税による措置を講じるとともに、ソフト事業に対しても地方交付税措置を講じることとしている。

また、「都市生活環境整備特別対策事業」並びに「地方特定道路整備事業」及び「地方特定河川等環境整備事業」については、所要の事業量を確保している。

なお、平成十一年度までとされてきた「港湾緑地一体整備促進事業」については、平成十四年度まで実施することとしている。

16 地域産業の活性化を積極的に図るため、経済停滞地域等に対しては、引き続き「新地域経済基盤強化対策」としてふるさと融資等の地方債、地方交付税等による措置を講じることとしており、日本政策投資銀行の特利融資制度について一定の要件の下に金利の一部引下げ措置を講じることとしている。

なお、ふるさと融資制度について、時限的特例措置（離島地域及び特別豪雪地帯についての融資比率の引上げ、融資限度額の引上げ）を平成十三年三月三十一日まで延長すること

としているので、積極的な活用を図られたい。

17 中小企業金融対策については、中小企業の資金調達環境が依然として厳しい状況にあることから、引き続き資金供給の円滑化を図るため、財政投融資の活用による中小企業への融資の拡充等に併せて、地方団体の単独の融資枠を二、五〇〇億円拡大し、引き続き金融機関に対する預託等に係る地方財政措置を講じることとしているので、地域の实情に即してその活用を図り、中小企業等の資金調達に支障が生じないよう適切な対策を講じられたい。

18 地域文化財・歴史的遺産の保存を図るとともに、住民が郷土に誇りと親しみをもつて地域活性化等に取り組むことができるよう、地方団体が実施する地域文化財・歴史的遺産活用による地域おこし対策（ハード事業・ソフト事業）について、引き続き、所要の地方財政措置を講じることとしている。

また、地域の实情に感じ、地域の特性を活かした芸術文化の振興を図るための地方財政措置を引き続き講じることとしている。

19 平成十七年度を目標に、全ての公立小中高등학교等からインターネットにアクセスでき、全ての学級のあらゆる授業において教員及び生徒がコンピュータを活用できる環境を整備できるよう、所要の地方財政措置を講じることとしているので、適切な活用を図られたい。

20 地域の情報化を推進するため、

「地域情報通信基盤整備事業」により、地域の实情に感じた情報通信基盤の整備に対して、地方債及び地方交付税による措置を講じることとしている。また、各種メディアやインターネットを通じて地域情報の発信を図るための地方財政措置を引き続き講じることとしている。

21 地域の国際化を推進するため、語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）や自治体職員協力交流事業等の国際交流・国際協力施策に対し、引き続き所要の地方財政措置を講じることとしている。

22 環境保全対策の推進のため、廃棄物減量化・リサイクル対策、産業廃棄物適正処理対策及びダイオキシン等有害化学物質対策等について地方財政措置を充実することとしている。

23 阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、公共施設等の耐震化や防災基盤の整備、情報収集伝達体制や非常用備蓄体制の整備等の防災対策に対する地方財政措置を引き続き講じることとしている。

24 計画的な社会資本の整備を円滑かつ着実に推進するため、土地開発基金、土地開発公社、公共用地先行取得等事業債等を活用し、地域の实情に応じ、必要な公共用地等の取得及び代替用地の確保を図られたい。

また、地方団体等が市街化区域内における基幹的な公共施設用地の先行取得を行う場合の地方財政措置については、その内容を一部見直したうえで、平成十二年度から平成十三

年度までの期間内に取得するものに対し、引き続き利子負担軽減措置を講じることとしているので、日本国有鉄道清算事業団から日本鉄道建設公団に承継された土地及び国有林野事業特別会計用地（都市計画区域内に限る。）を先行取得する場合の利子負担軽減措置と併せて、適切な活用を図られたい。

25 財政構造が悪化している地方団体においては、必要に応じて財政健全化のための計画を策定するなど、自主的かつ主体的に財政構造の改善を図られたい。

なお、行政改革大綱等に基づき数値目標等を設定、公表して行政改革や財政健全化に取り組んでいる地方団体について、当該数値目標等により、将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、充当率の引上げ等による財政健全化を引き続き発行できることとしているので、中長期的な観点に立った適切な財政運営の確保にも十分配慮したうえ、活用を図られたい。

また、公債費負担が重く、自主的に公債費負担適正化計画を策定した市町村に対しては、引き続き所要の地方財政措置を講じることとしているので、その活用により計画的に公債費負担の軽減に努められたい。

26 地方税については、課税客体、課税標準等の的確な把握、着実な滞納整理を図り、徴収の確保に努めるほか、使用料・手数料の適正化等を推進し、財政収入の確保に努められたい。

27 地方団体の基金は、長期的視野に立つて計画的な財政運営に資する観点から、年度間の財政調整、特定の事業目的又は公債費の負担軽減などのために積み立てられるものであるが、各地方団体においては、基金の規模やその管理などについて十分検討を行ったうえ、地方単独事業等の着実な推進等、それぞれの基金の設置の趣旨に即して、一層有効な活用を図るとともに、適正な管理・運用に努められたい。

28 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分については、平成十二年度地方公営企業繰出金について（「財政局長通知」により別途通知することとしているが、その適正な運用に努め、地方公営企業がその本来の在り方に即した健全な経営を行いうるよう配慮されたい。

29 地方公営企業及び地方公社等（第三セクターを含む。以下同じ）の経営の適否が地方団体の財政に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、普通会計のほか公営企業会計及び地方公社等の財政状況を全体としての確に把握し、総合的な行財政運営に努められたい。

30 第三セクターに関しては、「第三セクターに関する指針」（平成十一年五月二十日付け総務審議官通知）の趣旨を踏まえ、経営状況の点検評価を行い、役員数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等による運営の改善を促すとともに、その事業や公的関与の内容について積極的に情報開示に努められたい。特に、

点検評価の結果、経営が深刻化していると判断される第三セクターについては、できるだけ早期に、第三セクター方式での事業の存廃自体の検討も含め抜本的な経営改善策を講じられたい。

また、第三セクターの設立に当たっては、公民の役割分担の考え方を踏まえ、行政施策との関連性を明確にするとともに、事業コスト、収支の見直し、公的関与の内容等について慎重に検討されたい。

なお、第三セクターの債務に係る損失補償契約等の債務負担行為の設定は、将来の財政運営への影響を考慮し、特に慎重に対処されたい。

さらに、職員の派遣については、現在、職員を公益法人等の業務に従事させるための制度を検討中であるが、引き続き、派遣の必要性、派遣形態等について慎重に検討のうえ、適切に対処されたい。

31 土地開発公社の運営に関し、土地の取得については土地利用計画等を十分に検討し、また、土地開発公社が現に保有している土地については事業計画等の見直し等を含めて処分の促進に努めるなど、適切に対処されたい。

特に、地方団体が、土地開発公社の保有する公共用施設用地を再取得することなく事業の用に供することや、再取得に要した費用を長期にわたり繰り延べることは、不適切な財政運営となることから、その改善に努められたい。

歳 入

1 地方税
地方税については、次の諸点に留意されたい。

(1) 平成十二年度の地方税制改正による増減収額と国の税制改正に伴う増減収額とを合わせ、平成十二年度の減収額を七四九億円と見込んでいること。

なお、このほかに平成十一年度からの恒久的な減税等の平年度化に伴う減収、道府県税にあつては定額貯金の集中満期に伴う利子割の増収、特別地方消費税廃止に伴う減収等も見込んでいること。

(2) 平成十二年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において前年度当初見込額に対し〇・七％減の三五兆五六八億円（道府県税にあつては二・八％の増、市町村税にあつては三・二％の減）になるものと見込まれること。

主要税目では、道府県民税のうち所得割二・九％の減、法人税割一〇・八％の減、利子割二〇六・九％の増、法人事業税六・六％の減、地方消費税三・三％の増、自動車税二・七％の増、市町村民税のうち所得割四・一％の減、法人税割二二・二％の減、固定資産税二一・〇％の減となる見込みであること。

なお、この地方税収入見込額は、地方団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。

(3) 特別地方消費税の歳入歳出予算科目上の取扱については、その廃止に伴い、特別地方消費税及び特別地方消費税交付金に係る款項等を削除する地方自治法施行規則の改正が行われる予定であるが、特別地方消費税交付金の交付が生じる場合には、従来と同様、「特別地方消費税交付金」として、予算に計上するよう留意すること。

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、前年度当初見込額に対し一〇億円の増（〇・二％増）であり、その内訳は、地方道路譲与税五五億円の増（一・九％増）のほか特別とん譲与税一億円の増（〇・九％増）、航空機燃料譲与税四億円の減（二・五％減）、石油ガス譲与税四億円の減（二・六％減）及び自動車重量譲与税三億円の減（一・三％減）となっている。

3 地方特例交付金

(1) 地方特例交付金の交付対象は、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全ての都道府県及び市町村（特別区を含む。）であること。

(2) 地方特例交付金の交付額の算定方法については、法人事業税の減税により減収は、法人税の地方交付税率の引上げによる増収により措置されるものであることから、都道府県の市町村で異なるものであること。

各都道府県の交付額は、各団体の恒久的な減税に伴う地方税の減収見込額（以下「減税減収額」という。）に毎年度法律に基づき定める率を乗じて得た額から、交付団体にあつて

政 策

は、たばこ税増収見込額及び法人事業税減収見込額を控除した額とし、不交付団体にあつては、たばこ税増収見込額を控除した額とすること。

各市町村の交付額は、各地方団体の減税減収額に四分の三を乗じて得た額から、たばこ税増収見込額を控除した額とすること。

(3)普通交付税の算定に際しては、地方税と同じ扱いとし、道府県分にあつては交付額の八〇%、市町村分にあつては交付額の七五%を基準財政収入額に算入すること。

4 地方交付税

平成十二年度の地方交付税に係る国の一般会計からの繰入れは、所得税及び酒税の三三%相当額、法人税の三五・八%相当額、消費税の二九・五%相当額及びたばこ税の二五%相当額一三兆二、六六三億円に国に一般会計における加算額七、五〇〇億円を加えた一四兆一六三億円であり、前年度に比し一兆一、三三二億円、八・八%増となっている。

地方団体に交付される地方交付税の総額は、これに交付税特別会計借入金八兆八八一億円、交付税特別会計における剰余金等一、三四二億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る利子八、二七九億円を減額した二一兆四、一〇七億円であり、前年度に比し五、四六五億円、二・六%の増となっている。なお、恒久的な減税に伴う法人事業税の減収額を補てんするための交付税率の引上げ相当分を除いた伸率は一・一%の増である。

この結果、一般財源総額(地方特別交付金を含む)は五七兆九、九五六億円、前年度に比し五、八二七億円、一・〇%増を確保している。

平成十二年度の各地方団体における地方交付税の交付基準額の見積もりについては、その算定の基礎となる基準財政需要額及び基準財政収入額の増減状況によって、相当の差異が生ずるものであること、さらに、平成十二年度にあつては、平成十一年度に引き続き、恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補てんする措置が講じられることから、地方税収入見込額を正確に把握し、結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特に留意すべきである。

(1)平成十二年度の基準財政需要額については、引き続き公共事業等について建設地方債への振替え、地方単独事業の一部についての当該年度分事業費補正に係る需要額の建設地方債への振替え、緊急下水道整備特定事業等に係る事業費補正の公営企業債への振替えが行われるとともに、新たに「発展基盤緊急整備事業」(ミレニアム事業・ソフト分)に要する経費及び「介護保険制度支援対策」に要する経費が算入されること等の増減要因があること。
したがって、基準財政需要額の増減は、道府県分と市町村分、また各地方団体における経常経費、投資的経費、公債費のウエイト等により地方団体ごとにかんがりの差異が生じるものと見込まれること。

一方、基準財政収入額については、一般的に、道府県分にあつては、道府県民税利子割については増加、法人関係税については減少が見込まれ、市町村分にあつては、市町村民税法人税割及び固定資産税については減少が見込まれるが、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、これらの税目について過少に見積もることのないようにすること。

また、恒久的な減税に伴う地方特別交付金及び減税補てん債相当額に ついても、その一定割合を基準財政収入額に算入することとしていること。

なお、恒久的な減税に伴う減収額の補てんについては、道府県分にあつては、法人事業税の減収見込額を地方交付税によって補てんすることとしているのに対して、市町村分にあつては、たばこ税の税率引上げ、地方特別交付金及び減税補てん債をもって全額を補てんすることとしているので、市町村分の地方交付税については、恒久的な減税に伴い増加することとはならないので留意すること。

(2)平成十二年度の基準財政需要額の伸び率については、平成十一年度算定に比し、経常経費にあつては、道府県分二・五%程度の増、市町村分〇・〇%程度の増、投資的経費事業費補正分を除く)にあつては、道府県分四・五%程度の減、市町村分五・五%程度の減と見込まれること。
(3)平成十二年度においては、地方分権推進計画(平成十年五月二十九日

閣議決定)に沿って、従来補正係数により算定してきた財政需要のうち、「公園費」(市町村分)における都市公園面積による維持管理経費の割増分について、新たに法律で定める単位費用として算定するほか、その他の諸費(道府県分及び市町村分)における補正予算償還費について、法律で定める公債費方式により算定するなど、地方交付税の算定方式の簡明化を推進することとしていること。

(4)経常経費については、

ア 介護保険制度の実施をはじめとする少子・高齢社会に向けた地域福祉施策に要する経費、国土保全対策に要する経費、森林・山村対策に要する経費、中心市街地活性化対策に要する経費、環境保全対策に要する経費、地域情報基盤整備対策に要する経費、行政改革関連経費、地域活力創出プラン関連ソフト事業に要する経費及び地域文化財・歴史的遺産保存対策に要する経費等について基準財政需要額に算入するとともに、新たに、発展基盤緊急整備事業(ミレニアム事業・ソフト分)に要する経費、介護保険制度支援対策に要する経費及び地域材利用促進対策に要する経費について基準財政需要額に算入することとしていること。
イ 母子保健推進費補助金(乳児健康診査費・乳幼児健康診査費)等の一般財源化に伴う財政需要について、基準財政需要額に算入することとしていること。
ウ 給与改善費として給与費の〇・

政 策

五%相当額及び追加財政需要額として五、一〇〇億円(地方財政計画計上予定額五、七〇〇億円のうち災害分六〇〇億円を除いた額)を関係費目に算入することとしていること。

(5)投資的経費については、
ア 前年度に引き続き、財源不足対策のため及び平成五年度における投資的経費に係る国庫補助負担率の恒久化に伴う地方財政への影響額に対処するため、財源対策債等を発行することとしているが、これに伴い一般公共事業等に係る当該年度分事業費補正の適用を原則として取り止めることにも、投資的経費の単位費用を引き下げることにより基準財政需要額から減額することとしていること。

なお、財政対策債等の元利償還金については、その八〇%を公債費方式、二〇%を標準事業費方式により後年度基準財政需要額に算入することとしていること。
イ 前年度に引き続き、財源不足対策のための義務教育施設整備及び廃棄物処理施設整備に係る地方債の充当率の臨時的引上げに伴い、当該年度分事業費補正の適用を縮減することとしていること。

なお、当該引き上げられた部分に係る地方債の元利償還金については、その全額を公債費方式により後年度基準財政需要額に算入することとしていること。

ウ 前年度に引き続き、財源不足対策のため、ふるさとづくり事業、地方特定道路整備事業等に係る当該年

度分事業費補正については、その適用を臨時的に取り止め、建設地方債への振替えを行うとともに、緊急下水道整備特定事業等について、公営企業債への振替えを行うこととしていること。

また、新たに流域下水道事業について、臨時的に公営企業債への振替えを行うこととしていること。

なお、当該振り替えられた部分に係る地方債の元利償還金については、その全額を(流域下水道事業のうち地方単独事業に係るものを除く。)後年度事業費補正により基準財政需要額に算入することとしていること。

エ 前年度に引き続き、財源不足対策のため、空港整備に係る一般事業債及び公園緑地事業債(補助・道府県分の充当率を臨時的に引き上げ、投資的経費の単位費用を引き下げることにより基準財政需要額から減額することとしていること。

なお、当該引き上げられた部分に係る地方債の元利償還金については、財源対策債等と同様の方式により、後年度基準財政需要額に算入することとしていること。

(6)元利償還金を理論償還方式により基準財政需要額に算入している縁故債については、各地方団体においてその償還年限が長期化している実態を踏まえ、平成十一年度債から算入期間を道府県にあっては二十年、市町村にあっては十五年に延長するの

で留意すること。
(7)「農山漁村地域活性化対策費」に

ついては、地域の实情に応じて行う中山間地域等への直接支払い等の地方単独事業に要する経費を基準財政需要額に算入することとしていること。

(8)平成十二年度の基準財政収入額については、前年度に引き続き、地方特例交付金を基準財政収入額の項目として算定することとし、道府県分にあつては交付額の八〇%、市町村分にあつては交付額の七五%を算入することとしていること。

また、恒久的な減税による地方税の減収額について、道府県分にあつては毎年度法律に基づき定める率を、市町村分にあつては四分の一を、それぞれ乗じて得た額の道府県分にあつては八〇%、市町村分にあつては七五%を基準財政収入額に加算する特例措置を講じることとしていること。

なお、当該額については、全額減税補てん債により措置されたものとして、当該元利償還金の全額を後年度基準財政需要額に算入することとしていること。

(9)平成十二年度から廃止される特別地方消費税及び特別地方消費税交付金については、旧税収入としてその一定額を基準財政収入額に算入することとしていること。

(10)前記のほか、平成十二年度の基準財政収入額については、恒久的な減税をはじめとする地方税制改正を踏まえた収入見込額を基礎とするとともに、法人関係税及び住民税利子割(利子割交付金を含む。)については

精算措置を講じることとしているので、これらに留意の上、適切に見込まれたいこと。

また、法人関係税及び住民税利子割(利子割交付金を含む。)の減収額を対象に減収補てん債を発行する場合には、減収補てん債発行額は、精算措置の対象から除くこととしているので留意すること。

(11)平成十二年度の特別交付税の総額は、前年度に比し二・九%の増となっているが、その予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

特に、平成十一年度において、災害対策関連経費等年度によって激変する項目により多額の交付を受けている地方団体にあつては、これらの事由による減少を確実に見込むこと。

5 国庫支出金

国庫支出金については、第二次地方分権推進計画(平成十一年三月二十六日閣議決定)等を踏まえ、次のような制度改正が予定されているので、その予算計上に当たっては、国の予算措置の内容に十分留意されたい。

なお、国庫支出金の総額については現在のところ確定した金額を把握することは困難であるが、一・五%程度の減になるものと見込まれる。

(1)平成十二年度においては、次の国庫補助負担金について一般財源化が行われることとされているが、一般財源化に当たっては、地方財政計画

上所要の事業費を計上するとともに

政 策

に、基準財政需要額に算入することとして... 不交付団体における一般財源化の影響を助案し、調整債を計上していること。

- ・貸金業監督事務委託費
・文化財保護事務費交付金
・母子保健推進費補助金(乳児健康診査費・乳幼児健康診査費)

なお、母子保健推進費補助金(乳児健康診査費・乳幼児健康診査費)については、平成十一年度から二か年で一般財源化することとされており、平成十二年度から全額一般財源化が行われるものであること。

(2)国が箇所付けないことを基本として、具体の事業箇所・内容について地方団体が主体的に定めることができることを基本的な仕組みとする統合補助金を次の事業において創設することとされていること。

- ・二級河川(一般水系)準じて整備・管理する必要がある水系における基幹的な河川事業等個別補助金の対象となるものを除く)
・公営住宅等

・公共下水道(大規模な事業、水質保全等に広域的影響を及ぼす事業、終末処理場又はポンプ場に係るものを除く。)

- ・都市公園(防災公園、大規模公園、国家的事業関連公園を除く。)
- ・港湾の既存施設の有効活用(港湾利用高度化促進事業(大規模なものを除く。))に、局部改良事業及び必修事業を統合)
- ・農業農村整備事業(農村総合整備事業(団体営のものに限る。))及び

集落地域整備事業(団体営のものに限る。)を対象)

- ・漁港漁村整備事業(漁港環境整備事業(市町村営のものに限る。))及び漁港漁村総合整備事業(市町村営のものに限る。))を対象)

また、国が箇所付けないことを基本として、一定の政策目的を実現するために複数の事業を一体的かつ主体的に実施することができるよう、次の統合補助金を創設することとされていること。

- ・まちづくりに係る統合補助金
・住宅地関連公共施設等整備促進事業に係る統合補助金
・都市再開発関連公共施設整備促進事業に係る統合補助金

・住宅市街地整備総合支援事業における関連公共施設整備に係る統合補助金

- (3)砂防事業、治山事業等の直轄事業及び地方道改修費補助(一次改良、一次橋梁新設等)、街路事業費補助(局部改良)等については採択基準を引き上げるなど重点化が図られているほか、外国人登録事務委託費(府県委託費)、公営交通施設改良モデル事業費補助金等については、廃止することとされていること。

また、廃棄物処理施設整備事業について、ダイオキシン類排出削減の観点から、ごみ焼却施設のプラント部分に対し国庫補助額を補助率一ノ三相当の額まで加算する等特別の財政措置(平成十二年度から平成十四年度までの期限措置)を講ずることとされていること。

なお、平成十年度から補助対象とされていないかった一日処理能力一〇〇t未満の施設について、広域化計画に位置づけられており、かつ、ダイオキシン対策が十分講じられる施設に対しては、補助対象とすることとされていること。

(4)平成十年度から十一年度にかけて補助金等共同実態調査を行った保育所運営費国庫負担金について、実情に即して国庫補助負担基準の改正を行うこととされていること。

(5)平成十二年度における各種交付金の計上額は、表1のとおりであること。

交通安全対策特別交付金については、交通安全対策特別交付金制度の運用について(平成元年十一月二十二日付け財政課長通知)に沿った適切な運用を図ること。

また、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金の予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

6 地方債

平成十二年度の地方債計画は、地方団体が当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

その総額は一六兆三、一〇六億円となり、前年度に比し八六四億円、〇・五%の減となっている。

このうち、普通会計分は一兆一、二七一億円、前年度に比し一、五三三億円、一・四%の減となり、公

(単位：億円、%)

Table with 5 columns: 交付金名, 12年度, 11年度, 増減額, 増減率. Rows include 交通安全対策特別交付金, 国有提供施設等所在市町村助成交付金, etc.

営企業会計等分は五兆一、八三五億円で、前年度に比し六六九億円、一・三%の増となっている。

その主な内容は、次のとおりである。

- (1)通常収支に係る地方財源の不足額に対処するための措置として、一般公共事業債の充当率の臨時的引上げ及び対象事業の臨時的拡大並びに義務教育施設整備事業債、一般廃棄物処理事業債、一般事業債、公園緑地事業債、地域総合整備事業債、臨時地方道整備事業債及び臨時河川等整備事業債の一部に係る充当率の臨時的引上げにより、財源対策債として二兆四、三〇〇億円を増額計上して

政 策

町 村 週 報

いること。

また、国庫補助負担率の恒久化に伴う措置として、一般公共事業債に、八〇〇億円を増額計上していること。

なお、個別の地方団体の財政措置に不均衡が生じないように調整分を計上し、調整を図ることとしていること。

(2)恒久的な減税の実施に伴う減収の一部に対処するため、地方財政法第五條の特例として減税補てん償四、七五九億円を計上していること。

(3)地方単独事業については、生活関連社会資本整備の必要性、地方分権の進展に伴う地方団体の役割の増大、二十一世紀に向けた新たな発展基盤の整備の必要性、景気回復への取組み等を勘案し、重点的・効率的な整備を図られるよう、その所要額を確保していること。

ア 地域総合整備事業債において、個性豊かで魅力的な地域づくりを積極的に進める観点から、自主的・主体的なふるさとづくりを引き続き推進するとともに、地域の活力創出につながる諸施策、共生のまちづくり、国土保全対策、中心市街地再活性化対策、地域文化財・歴史的遺産活用による地域おこし等についても総合的・計画的に推進することとしていること。

イ 二十一世紀に向けた新たな発展基盤を緊急に整備するため、地方団体が自主的に行なう情報化、少子・高齢化、環境対応、技術開発・振興、景観・街並み整備の各分野における

地方単独事業の総合的な取組みを推進することとし、一般単独事業債に「発展基盤緊急整備事業」(三)レニアム事業・ハード分)二、八五〇億円を計上していること。

なお、発展基盤緊急整備事業債については、充当率を九五%とし、その元利償還金の五〇%を後年度事業費補正により基準財政需要額に参入することとしていること。

ウ 地域経済の状況に即した地方単独事業の事業量確保を図ることができると、引き続き、一般単独事業債に「臨時経済対策事業」八、〇〇〇億円を計上していること。

なお、平成十二年度においては、前年度を上回って地方単独事業量の確保を図る地方団体について、地方単独事業の通常債の充当残部分にも臨時経済対策事業債を充当できることとしていること。

エ 都市生活環境整備特別対策事業(一般事業債)において、電線類地中化、駐車場・駐輪場、公園・緑地等の整備、街並み整備、住宅地開連整備、公共交通拠点等の基盤整備等を推進することとしていること。

オ 介護保険制度の円滑な実施に向け、地方団体や社会福祉法人が地域の実情に応じて整備する小規模特別養護老人ホーム、高齢者共同住宅などの介護サービス基盤の緊急整備を推進することとし、厚生福祉施設設備事業債等において、所要額を確保していること。

カ 臨時地方道整備事業債(一般分)、臨時河川等整備事業債(一般

分)及び臨時高等学校整備事業債の充当率を前年度に引き続き九五%とするにとともに、その所要額を確保していること。

キ 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地方単独事業による災害に強い安全なまちづくりを緊急に実施するため、緊急防災基盤整備事業(一般事業債)において、公共施設等の耐震化や防災基盤の整備を推進することとしていること。

ク 地域総合整備資金貸付事業(ふるさと融資)については、引き続き所要額を確保し、官民一体となつたふるさとづくりを積極的に支援することとしていること。

ケ 農山漁村地域の活性化を図るため、農林道等の整備をはじめ各種施策に対する所要の地方債措置をそれぞれの事業債において講じることとしていること。

(4)平成十二年四月の介護保険制度の実施に伴い、地方団体が設置・運営する介護施設特別養護老人ホーム、デイサービスセンター及び短期入所施設に限る。)に係る地方債措置については、公営企業債として取り扱うこととしていること。

(5)新たな過疎対策に係る立法措置の確立に対応し、過疎地域の自立促進のための施策を推進するため、過疎対策事業債については、三、七〇〇億円を即することとしていること。

(6)不交付団体における平成十一年度および平成十二年度の税制改正、国民健康保険財政対策(高額医療費共同事業)に係る地方負担額、国庫補

助負担金の一般財源化に伴う影響額に対処するため、調整債を計上していること。

(7)地方債資金については、政府資金七兆六、五〇〇億円(前年度比九〇〇億円、一・二%減、地方債計画中の構成比四六・九%)、公庫資金二兆二〇〇億円(前年度比五〇〇億円、二・五%増、地方債計画中の構成比一一・四%)及び民間等資金六兆六、四〇六億円(前年度比四六四億円、〇・七%減)により、その所要額を確保することとしていること。

(8)民間資金の調達に当たっては、各種債券の発行状況、長期金利の動向等を体系的に把握するとともに、関係金融機関とも協議のうえ、縁故地方債の発行の平準化等計画的な地方債の発行及び適切な借入条件の設定を行われたいこと。

また、公募債等の証券形式による地方債の円滑な発行と流通に資するため、発行単位の大規模化、標準的な方式による表面金利や償還期間の設定、新証券コードの活用等により流通性の向上を図るとともに、財政状況等について市場関係者への適切な情報提供に努められたいこと。

なお、施設の耐用年数等に比して著しく地方債の償還年限が短いこと等により、公債費が急増している地方団体等も見受けられるので、証券形式の縁故地方債について十年間で借換えを予定しない償還方式を原則としている場合において、借換えを予定した方式の導入を検討する等適切な地方債の償還条件を選択し、公

政 策

償費負担の中長期的な平準化にも留意されたいこと。

(9)平成十七年度までは、地方財政法の定めるところにより地方債の許可制度を維持することとされているが、平成十二年度以降においては、協議制度移行の趣旨を踏まえ、起債制限比率及び経常収支比率を助案し、財政の健全性が確保されている一定の地方団体に対しては、許可制度の弾力的運用を行うこととしていること。

7 使用料・手数料等

使用料、手数料及び分担金・負担金については、対象事務の見直しを図りつつ、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立脚し、関係事務費の動向に即応して常に見直しを行い、その適正化を図られたい。

地方分権一括法による「地方自治法」(昭和二十二年法律第六七号)の一部改正により、地方団体の手数料に関する事項については条例で定めることとされ、そのうち全国的に統一した取扱いが特に必要なものについては、手数料の対象事務及び金額の標準を政令で定めることとされたところであるが、この度、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」が閣議決定されたので、それに則り、条例の整備等所要の措置を講じられたい。

歳 出

1 給与関係経費

給与関係経費については、次の事項に留意し、定員管理及び給与水準

の適正化等により、その増加の抑制に特段の努力をされたい。

(1)各地方団体においては、数値目標を掲げた定員適正化計画の着実な実行、積極的な見直しを行い、事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、民間委託、OA化等を継続的に進め、新たな行政需要に対しても、スクラップ・アンド・ビルドを基本として、定員管理の適正化を一層推進し、定員の縮減・増員の抑制に努めること。

なお、義務教育諸学校及び公立高等学校の教職員等国が法令により標準定数を定めているものについては、当該法令の趣旨等を踏まえ、標準定数を超える定数の適正化を図るなど、適切に対処されたいこと。

また、住民の理解と協力の下に定員管理の適正化を推進するため、定員管理の状況及び定員適正化計画の数値目標について公表すること。その際、住民の理解が得られやすいよう工夫を講じつつ、積極的に広報を行うこと。

なお、地方分権推進計画を踏まえた必置規制の改廃等に際しては、これに対応して、地域の実情に応じた簡素で効率的な行政体制となるよう適切な職員配置に努めること。

(2)義務教育諸学校の教職員については、地方財政計画上、第六次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画による増員一、二〇〇人(平成五年度から平成十二年度までの間の教職員定数の改善予定総数は三〇、四〇〇人)を見込む一方で、児童生徒数の

減少等に伴い、九、三九五人の減員を見込むことにより、全体として八、一九五人の減員を見込んでいくこと。

また、公立高等学校(特殊教育諸学校高等部を含む。以下同じ。)についても、地方財政計画上、第五次公立高等学校教職員配置改善計画による増員四五四人(平成五年度から平成十二年度までの間の教職員定数の改善予定総数は二三、七〇〇人)を見込む一方で、生徒数の減少による減員一、〇三四人及び家庭科男女必修化による暫定定数の解消による減員二六人を見込むことにより、全体として六〇六人の減員を見込んでいくこと。

(3)警察事務職員を除く一般職員(教員、警察官、消防職員を除く職員。)については、地方財政計画上、国家公務員の第九次定員削減計画に準じて六、六五七人の定員削減を行うとともに、平成十二年四月からの介護保険制度の実施に伴う老人福祉措置事務の減により三、〇〇四人を減員する一方で、介護保険制度に必要な職員として五、〇七〇人を増員しているほか、業務量の増大や施設増に伴う所要の増員を行うこととしていること。

(4)警察官については、地方財政計画上、阪神・淡路大震災関連の五〇人の減員を見込むとともに、警察事務職員については、一五九人の定員削減を行う一方で、業務量の増加等に伴い二二〇人の増員を行うこととしていること。

(5)(2)から(4)により、教員、警察官、消防職員を加えた地方財政計画の職員数は、七、五〇〇人程度の減員となっていること。

(6)地方公務員共済組合等負担金については、次ページ表2のとおり改定される予定であること。

(7)平成十二年においては、給与改善費として、国の予算措置に準じて、〇・五%相当額を地方財政計画に計上することとしていること。

2 一般行政経費

一般行政経費については、次の事項に留意しつつ、自主的・主体的な活力ある地域づくりと併せて地域住民の生活の安定と福祉の充実のための施策を重点的に推進するよう配慮しながら、経費全般について徹底した見直しを行い、その節減合理化に努められたい。

(1)国の委託費補助金等については、廃止、減額等が行われているものもあるため、このような状況を踏まえて受託事業、補助事業等の予算計上、事業実施等に当たること。

(2)経費支出の効率化等を図るため、次に掲げるような点に配慮すること。

ア 旅費、交際費、需用費等の事務管理経費については、適正な執行に努めるとともに経費の内容を精査し、前年度予算を踏襲する等の安易な予算經常を厳に慎むなど、その積極的な節減合理化に努めること。

イ 新たな施策の実施に必要な財源は、極力既定経費の節減合理化等により捻出するよう努め、後年度にお

政 策

表 2 共済組合負担の組合別料率(対給料)

区 分		警 察 官	警 務 職	都 道 府 県 一 般 職	市 町 村 一 般 職	公 立 学 校 其 他 職
		警 務 職	警 務 職	警 務 職	警 務 職	警 務 職
事 務 職	11	260円	260円	260円	8,770円	260円
	12	260	260	260	8,820	260
長 期	11	$\frac{128.6}{1,000}$	$\frac{128.6}{1,000}$	$\frac{128.6}{1,000}$	$\frac{128.6}{1,000}$	$\frac{128.6}{1,000}$
	12	$\frac{130.9}{1,000}$	$\frac{130.9}{1,000}$	$\frac{130.9}{1,000}$	$\frac{130.9}{1,000}$	$\frac{130.9}{1,000}$
短 期	11	$\frac{52.79}{1,000}$	$\frac{52.79}{1,000}$	$\frac{52.12}{1,000}$	$\frac{54.70}{1,000}$	$\frac{44.43}{1,000}$
	12	$\frac{56.34}{1,000}$	$\frac{56.34}{1,000}$	$\frac{54.77}{1,000}$	$\frac{57.86}{1,000}$	$\frac{46.77}{1,000}$
追 加 費 用	11	$\frac{113.7}{1,000}$	$\frac{101.2}{1,000}$	$\frac{132.7}{1,000}$	$\frac{63.0}{1,000}$	$\frac{166.6}{1,000}$ $\frac{101.6}{1,000}$
	12	$\frac{112.1}{1,000}$	$\frac{99.7}{1,000}$	$\frac{132.4}{1,000}$	$\frac{62.0}{1,000}$	$\frac{161.4}{1,000}$ $\frac{89.2}{1,000}$

(注) 1 「事務費」については、地方公務員等共済組合法附則第40条の4第1項の規定による特別措置が講じられている。
 2 「長期」欄中には、基礎年金拠出金に係る公的負担分を含んでいる。
 3 「短期」欄中には、育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担分並びに介護納付金の納付に要する費用に係る公的負担分を、また、市町村一般職の料率には、地方公務員等共済組合法附則第14条の4項の規定に基づく市町村の負担分を含んでいる。

いて財政負担の増加をもたらす措置については、慎重に対処されたいこと。
 ウ 各種の事務事業の広域的処理、民間委託等については、規模の利益、費用便益の比較等の観点からさらに積極的に推進すること。
 また、庁舎等の行政財産については、住民サービスの向上の観点から目的外使用許可を行う等、その有効活用を図られたいこと。
 (3) 社会福祉系統経費(単独)については、社会福祉系統経費に係る国庫補助負担金の一般財源化に対応した所要額を計上することともに、引き続き福祉施策の充実を図るため、前年度に比し焼く二・八%増額し、地方財政計画に四兆一、九〇〇億円程

度を計上していること。
 (4) 高等学校以下の私立学校に対する助成については、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。
 (5) 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成十二年度においては、五、七〇〇億円程(前年度同額)を地方財政計画に計上することとしているところであるので、各地方団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうるようあらかじめ財源を留保しておくこと。
 (6) 運輸事業振興助成交付金については、引き続き地方財政計画に所要額を計上することとしていること。

4 公債費
 公債費については、近年、地方債残高が累増していることにかんがみ、地方債依存度の引下げに努めるとともに、公債費に係る地方交付税措置や減債基金における既発債の償還財源の積立状況等を考慮し、実質

3 投資的経費
 地方団体が財政の健全化を進めつつ、計画的に、地域の特性に応じた社会資本の整備を実施することが求められており、各地方団体においては、地域経済の振興等に配慮しつつ、適正な施設水準に十分配慮して地域の実情に即した適切な事業を選択し、事業の重点的かつ効果的な実施に努められたい。
 (1) 国の公共事業関係費は前年度と同額とされているが、地方財政計画においては、投資的経費のうち補助・直轄事業費について、前年度に比し約二六%の九兆九、二〇〇億円程度となる見込みであること。
 なお、国の予算においては、このほか公共事業等予備費(五、〇〇〇億円)が計上されていること。
 (2) 地方単独事業費については、地方財政計画上一兆五、〇〇〇億円程度を計上することとしており、既定経費の節減合理化や基金の活用などにより財源の確保に務め、「臨時経済対策事業」、「発展基盤緊急整備事業(ミレニアム事業・ハード分)」等の諸事業の活用を図りつつ、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等必要な事業量の確保に積極的に取り組まれたいこと。

職員のための共済制度

■住宅火災共済■
 わずか70円(年額)の掛金で10万円を補償します。

■自動車共済■
 普通自動車が、わずか31,000円(年額)の掛金で、対人無制限・対物1,000万円の賠償額がてん補されます。

全国町村職員生活協同組合

6 公営企業繰出金
 公営企業繰出金については、「地方公営企業法」(昭和二十七年法律第二九二号)等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の広域化等を推進するなど経営基盤の強化を図るとともに、生活関連社会資本の整備及び社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開に配慮し、地方財政計画に所要額を計上することとしているので、この趣旨に沿って適正な運用を図られたい。

5 維持補修費
 維持補修費については、地方財政計画上前年度に比し一・八%程度の増を見込むこととしているので、各種公共施設等について計画的に補修を行い、その機能が十分に発揮されるよう適切な措置を講じられたい。

7 後の年度負担を把握しつつ年次償還計画を策定することなどにより、中長期的観点に立つた適切な財政運営の確保に努められたい。

政 策

7 その他

次の諸点に、特に留意されたい。

(1) 国及び公団等に対し施設又は用地を無償で提供する等の事例が見受けられるが、「地方財政再建促進特別措置法」(昭和三十年法律第一九五号)第二十四条第二項の規定に基づき適正に対処すること。

また、国鉄民営化に伴い発足した各旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に対する寄付金等の支出については、運輸施設整備事業団の助成対象となる事業に対するものも含め、従前の国鉄に対する寄附金等の支出制限の制度に準じて取り扱うこととされていること。

(2) 都道府県と市町村との間における経費の負担関係については、引き続きその適正化に努めることとし、特に、都道府県が行う建設事業等に対する市町村の負担については、地方財政法の趣旨に従い、市町村の健全な財政運営に支障を来すことのないよう適正な運用を図ること。

(3) 第三セクター方式による鉄道事業に対する地方団体の取組みについては、事業の性格、収支、運営方式等を十分に検討のうえ、対処すること。

(4) 公営競技収益金については、その地域的並びに全国的な均てん化が必要であり、関係地方団体にあってはその一層の推進に十分留意すること。

なお、公営競技の各施行団体は、公正の確保と適切な運営を努めるとともに、その経営状況が近年悪化し、収益率の低下している団体については、公営競技が元来、地方財政への

寄与を主たる目的として実施されてきたものであることにかんがみ、経営改善計画等を踏まえた経営の改善、合理化を図るよう努めること。

(5) 宝くじの収益金の使途に関し、地方財政法第三二条に規定する自治省令で定める事業として、新たに、地方経済の活性化、地域における社会貢献活動及び地域における環境の保全・創造に係る事業を規定するとともに、現在規定されている事業について対象範囲の拡大を行う予定であるので、関係地方団体においては、宝くじの収益金を効果的に活用するとともに、その活用状況に関して住民の理解を深めるよう努められたいこと。

(6) 固定資産税については、平成二十一年度税制改正において、平成九年度から導入された負担水準の均衡化をさらに促進する措置を講じることとしているが、具体的な課税の仕組み等の広報に要する経費について、所要の地方交付税措置を講じることとしているので、引き続き適切に対処すること。

(7) 「政府調達に関する協定」(平成七年十二月八日条約第三三三号)の適用対象となる都道府県及び指定都市が締結する一定額以上の調達契約については、同協定及び「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成七年政令第三七二号)に基づき適切な入札・契約事務の執行を図ること。

(8) 地方団体の輸出振興を目的とする補助金、地元産品を優先して使用する

ことを条件として交付される補助金等の助成措置の新設及び継続は、世界貿易機関(WTO)の「補助金及び相殺措置に関する協定」(平成六年十二月二十八日条約第一五号)に基づき禁止されていること。

また、それ以外の補助金等であっても、特定企業又は特定産業に対するものについては、同協定によりWTO事務局への通報が義務付けられているので、地方団体においては、「補助金及び相殺措置に関する協定」(平成六年十二月二十七日付自治事務次官通知)に基づき、適切に対処されたいこと。

(9) 公共工事については、「公共工事コスト縮減に対する取組について」(平成九年四月四日付自治事務次官通知)に基づき、引き続きコスト縮減に積極的に取り組まれたいこと。

また、地方単独事業を含む公共事業等の執行に当たっては、その計画的かつ円滑な執行を確保するため、債務負担行為を積極的に活用することなどにより、工事発注時期の平準化を図ること。

(10) 公共工事の入札・契約事務の執行については、地方団体において、一般競争入札の採用や指名競争入札の改善等に取り組まれているところであるが、「地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の更なる改善の推進について」(平成十一年一月十九日付建設省建設経済局長、自治省行政局長通知)等の趣旨を踏まえ、更なる改善に取り組まれたいこと。

随 想

本町の町づくりについて

随
想
 島 県
 町 長
 盛 泰
 児 元
 もと 元
 鹿 松
 まつ 四

松元町は、県都鹿児島市の中心部から西へ約一三km、鹿児島空港から南西に約四五kmに位置しています。

県内の多くの市町村が過疎化に悩む中で、本町の人口は、昭和五十年の約七、二〇〇人をボトムに増加傾向に転じ、平成十年度末では一、八七七人となっています。さらに、二つの大型団地の事業化や交通体系の整備により、この傾向は続くものと考えます。

明治二十二年四月の町村制の実施により上伊集院村を新設しましたが、昭和三十五年四月、発展的に村制を廃止し、松元町と改称し、現在に至っています。

農業を主体とした町から、鹿児島県のベッドタウンとして宅地化が進み、都市と農村、混住化した町へと発展してきました。

その中で、地域住民一体となった町民意識の向上を図るために公民館活動の充実を図っております。

町中央公民館を核として、各地域・自治公民館を、コミュニケーション施設としての機能整備に取り組み、生涯学習の拠点として『町民一人一学習・一スポーツ・一ボランティア』を目標とした社会教育活動の推進に努めています。

また、各地域公民館に対し、特色ある自主的な地域づくり活動のための『地域公民館活動活性化補助金』を交付して地域活動の促進を図り、混住化が進んでいる地域住民の交流が図られています。

鹿児島島のシンボル桜島を一望できる平野岡地内に『平野岡健康づくり公園』として集約的に施設整備を行ってきました。とくに『健康センター』は、ふるさと創生資

金で温泉掘削事業を行い、体育館に温泉施設を併設するユニークな施設で、県内外の多くの利用者に賑わっています。

この公園には、『健康センター』のほか多目的グラウンドやテニスコート、ファミリー施設(パターゴルフ場・草スキー場)が整備され、昼夜を問わずスポーツ・レクリエーション等で汗を流し、温泉でリフレッシュして健康づくりに努めています。また、公園内の体験学習の館『茶山房』(さざんぼ)は、本町の特産のお茶の手もみ製造体験の出来る施設である外に、同公園内の運動施設利用者の合宿施設としての利用や各種団体等の研修会などに広く利用されています。

さらに、『健康センター』には、県下随一の卓球台を備え、全九州まつもと卓球選手権大会等が開催され、『卓球の町まつもと』を県内外にPRし、卓球による町づくりを行っています。この公園により、町のイメージアップや交流人口の促進が、大きく図られたと考えます。

九州西南部の地域経済活性化のために計画された南九州西回り自動車道(熊本県八代市〜鹿児島市間約一四〇km)は、本町には、当初インターチェンジの設置計画はなく事業着手されました。

町では、町勢の浮揚を図るためインターチェンジの必要性について、町づくり計画を具体化しながら町民一体となって関係機関に要請して参りました。その結果念願のインターチェンジが完成されました。

県でも、松元インターチェンジの決定を受けて、これにアクセスする道路の整備計画も決定していただきました。

高規格幹線道路や県道等の整備促進によって、広域的ネットワーク道路の形成が図られ、本町はもとより周辺市町における産業、経済、観光、文化の振興発展に大きく寄与するものと期待しています。

私は、昭和六十三年七月町長就任以来、町づくりには、地域住民のコミュニケーションと町のネットワークアップ、産業振興を支えるネットワーク道路整備促進が必要と考え、これらを重点施策として町政推進に努めて参りました。

来る二十一世紀に向け本町を取り巻く状況は確実に変化することが予想されます。今後とも関係機関のご指導ご支援を賜りながら、また町民とのコンセンサスをはかりながら、町づくりに努めて参りたいと存じます。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

「消防白書」を公表 消防庁

消防庁はこのほど、「消防白書（平成十一年版）」を公表した。

同白書によると、平成十年中に起きた火災は五万四、五二四件で、対前年比七、三七五件減となっている。死者は二、〇九五人と、前年比一七人増となっている。出火件数を失火種別で見ると、建物出火が全体の五九・七％の三一、五一九件を占め、次いで、その他（枯草、看板、広告等）の失火、以下、車両（七、四五九件）、林野（一、九一三件）等の順となっている。建物出火は過去一〇年間で最も少なく、車両出火は三〇％増加している。また、林野火災における焼損面積は八〇八畝（同一、三一六畝減）、損害額は四億九、二七六万円（同一、二億七、五〇四万円減）となっている。

出火原因は、「放火」が「たばこ」を抜き最大で、「放火の疑い」のあるものを合わせると一万二、八七六件（同七六六件増）となっている。

消防体制については、消防本部及び消防署の常備化市町村は三、一四五市町村、常備化率は市で一〇〇％、町村で九六・七％となっている。

平成十一年四月一日現在、消防団は三、六四一団、消防団員数は九五万七、〇四七人であり、ほとんど全ての市町村に設けられている。消防団員数は減少傾向にあり、一〇年前の平成元年四月一日現在に比べ四万五、三二四人（四・五％）減少しているが、この間に、女性消防団員数は七、八一三人増加し、九、四六八人となっている。

平成十年度都道府県決算の概況

自治省は、平成十年度都道府県決算の概況をまとめ、公表した。

決算規模は、二度にわたる経済対策を受けて公共事業を追加し、国庫支出金と地方債発行額が増加したため、歳入総額五十五兆五、〇三三億円、歳出総額五十四兆六、二七一億円と共に前年度比四・九％増で、三年ぶりに前年度決算額を上回った。

しかし、歳入歳出の差引額から翌年度に繰り越す財源を除いた実質収支は、景気低迷に伴う法人関係税の不振で東京・神奈川・愛知・大阪が赤字に転落したため、総額で八七二億円の赤字を計上、また経常収支比率、公債費負担比率ともに前年度を上回り、財政の硬直化が一段と進んだ結果となっている。

歳入については、一般財源は地方税については地方消費税がほぼ平年度ベースとなったこと、また地方交付税による補てん等により二六兆六、三八八億円と同二・三％増となったが、地方債が八兆六、六五〇億円と同二・六％増となったため、歳入総額に占める割合は同〇・八％ポイント減の三一・一％となった。

歳出は総額で五十四兆六、二七一億円、同四・九％増となった。うち義務的経費については公債費が増加したものの人件費が低い伸びに留まったため総額二十二兆三、八六八億円、同一・七％増となった。また投資的経費については、十六兆八、三三四億円、同四・九％増となったが、うち地方単独事業については財源不足から六兆七、一一八億円、同四・二％減となっている。

農地の保全管理に取り組み 第三セクター等が増加

農林水産省は、平成十一年六月現在で、①耕作放棄等に関する市区町村の意向調査、②第三セクターやオーナー制度による農地の保全管理の実態調査、③市民農園の整備と利用・管理の実態調査を実施し、結果を公表した。

五割の市区町村が耕作放棄対策を重要課題と位置づけており、今後、問題になるとするものと合わせると八割に達する。優良農地確保のための計画的な土地利用に向けた取組としては、集落単位での農地保全活動の推進や、第三セクターの設立などが行われている。

農作業受託や管理耕作に取り組み第三セクターは全国に一五五組織、その六割が平成五、八年に設立され、山間、中間農業地域にあるものが七割を占めている。過半数の第三セクターでは市区町村の出資比率が七五％を越えている。農作業受託面積は一二、三〇〇ヘクタール、その七割を水田が占め、管理耕作面積は一、六〇〇ヘクタール、畑と草地在七割強を占める。また、都市住民の参加・協力によるオーナー制度によつて保全に取り組みむ棚田等は二七地区で、二一地区が平成八年以降に取組を開始している。一地区当たりの面積規模は水田で三〇アール未満のものが五割となっている。

市民農園は全国で六、二三八カ所、平成二年以降大きく増加し、都市的領域が八割弱を占めるが、最近はその以外の地域で増加している。開設主体は市区町村が五割弱、農家、農協の順となっている。